

租税特別措置法に基づく優良な宅地の造成の認定及び優良な住宅の新築の認定に関する規則の一部改正について

1 改正の趣旨

宅地造成等規制法の一部改正に伴う経過措置規定により、改正前の同法で既に指定されている「宅地造成工事規制区域」内の宅地造成に関する工事の規制も継続されることから、規則で定めている事項について引き続き改正前の宅地造成等規制法を引用して適用できるように、所要の改正を行う。

2 改正の内容

- (1) 第1号様式中の宅地造成等規制法の引用部分について、所要の改正を行う。
- (2) 租税特別措置法施行規則（昭和32年省令第15号）の一部が改正（令和5年4月1日施行）されたことにより、「租税特別措置法に基づく優良な宅地の造成の認定及び優良な住宅の新築の認定に関する規則」中の引用条項に一部繰り上げが生じていたことから、所要の改正を行う。（改正箇所：第3条第2項第6号）

3 施行日

- (1) は、令和5年5月26日施行
- (2) は、公布日より施行